

入札説明書（個別事項）

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「当機構」という。）関東甲信工事局の地質調査（山梨7）に係る入札公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））に基づく指名競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、入札説明書（共通事項）（入札公示）（令和5年7月3日時点）及び本入札説明書（個別事項）によるものとする。

1 入札公示日 令和5年11月2日

2 契約担当役

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

契約担当役 関東甲信工事局長 奥原 祐治

神奈川県横浜市港北区新横浜2丁目5番11号（金子第1ビル）

3 役務の概要

(1) 役務件名 地質調査（山梨7）

(2) 役務内容 本役務は、山梨県甲府市・中央市・南アルプス市において地質調査及び地下水調査を実施し構造物の設計及び施工に必要な基礎資料を得るための業務である。

(3) 役務の詳細な説明

作業内容	単位	数量	摘要
土質ボーリング	m	1,530	31本（φ116mm、φ86mm、φ66mm）
サンプリング試験	本	316	デニソンサンプリング
標準貫入試験	回	1,530	
現場透水試験	式	1	ケーシング法
地下水調査	式	1	地下水位観測
検層試験	式	1	P S 検層
土質試験	式	1	密度試験、含水比試験、粒度試験、液性・塑性限界試験、湿潤密度試験、圧密試験、三軸圧縮試験
報告書作成	式	1	

(4) 履行期間 契約締結日の翌日から令和7年1月31日まで

指名される者は、入札説明書（共通事項）2に定めるもののほか、次の(1)から(6)までの条件を満たしている入札参加者とする。ただし、条件を満たしている入札参加者が多数のときは、(6)の「当該業務における技術的適性」の評価結果を基に指名されないことが

ある。

4 指名されるために必要な要件

指名される者は、入札説明書（共通事項）2に定めるもののほか、次の(1)から(6)までの条件を満たしている入札参加者とする。

ただし、条件を満たしている入札参加者が多数のときは、(6)の「当該業務における技術的適性」の評価結果を基に指名されないことがある。

(1) 入札参加者に要求される資格

ア 当機構における「地質調査業務」に係る令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

イ 参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構理事長から「関東甲信地区」において独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成15年10月機構規程第83号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

ウ 業種区分「地質調査」における令和4年度の当機構の作業成績が、平均で60点未満でないこと。

(2) 参加表明書の提出者の役務実績に関する要件

参加表明書を提出する者は、下記に示される「同種又は類似役務」について平成25年度から本件の参加表明書の提出期限までに完了し、引渡し済みの役務（再委託による役務は含まない。当該役務が当機構発注の役務で作業成績評定点がある場合は、65点以上のものに限る。ただし、当機構の発注した役務のうち作業成績評定点の通知を受けていない役務においても要件を満たす場合には役務実績とすることができる。）において、1件以上の実績を有さなければならない。

なお、参加表明者（企業）の実績については、当該施工実績を1件名で満たすことができない場合は、複数件名の組合せとすることができる。

同種役務	以下のすべての業務 ア 鉄道構造物の設計検討に係る土質ボーリング業務 イ 鉄道構造物の設計検討に係るP S 検層業務
類似役務	以下のすべての業務 ア 土木構造物の設計検討に係る土質ボーリング業務 イ 土木構造物の設計検討に係るP S 検層業務

(3) 配置予定技術者の資格に関する要件

以下の資格又はこれらと同等の能力と経験を有する者とする。

主任技術者：技術士（応用理学部門（地質又は地球物理及び地球化学）、建設部門（土質及び基礎）、総合技術監理部門（（応用理学－地質又は地球物理及び地球化学）、（建設－土質及び基礎））、R C C M（地質又は土質及び基礎）又は地質調査技士。

本役務は、照査技術者の配置を求めない。

(4) 配置予定技術者に必要とされる役務の経験

主任技術者は、(2)に示される「同種又は類似役務」について、平成 25 年度から本件の参加表明書の提出期限までに完了し、引渡し済みの役務（再委託による役務及び照査技術者として従事した役務は含まない。当該役務が当機構発注の役務で作業成績評定点がある場合は、65 点以上のものに限る。ただし、当機構の発注した役務のうち作業成績評定点の通知を受けていない役務においても要件を満たす場合には役務経験とすることができる。）において、1 件以上の経験を有さなければならない。

配置予定主任技術者の経験を 1 人の配置予定技術者で満たすことができない場合は、複数名の組合せとすることができる。また、当該役務経験を 1 件名で満たすことができない場合は、複数件名の組合せとすることができる。

(5) 手持ち業務

ア 主任技術者は、本件の公示日現在（令和 5 年 11 月 2 日）における手持ち業務の契約金額合計が 5 億円未満かつ件数が 10 件未満である者。ただし、当該手持ち業務に当機構発注の役務であり調査基準価格を下回る金額で落札したものがある場合は、契約金額合計が 2.5 億円未満かつ件数が 5 件未満である者。

イ 手持ち業務は、主任技術者又は担当技術者となっている 1 件当たりの契約金額が 500 万円以上の業務を対象とする。

(6) 入札参加者を選定するための基準

「競争参加者の指名基準について」（平成15年10月 1 日付け経会第24号・鉄業契第 7 号通達）に定める指名基準による。

なお、同基準中の「当該業務における技術的適性」については、地質調査業者登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第718号）に基づく登録状況、役務の実績並びに配置予定の技術者の資格、役務の経験及び手持ち業務等を勘案するものとする。

評価基準は、下記のとおりとする。

評価項目	評価の着目点			判断基準
	資格要件	技術部門登録	地質調査業者登録規程（昭和 52 年 4 月 15 日建設省告示第 718 号）に基づく登録状況	地質調査業者登録規程に基づく登録がある者を優位に評価する。
参加表明者（企業）の実績及び能力	専門技術力	成果の確実性	平成 25 年度から本件の参加表明書の提出期限までに完了し、引渡し済みの役務（再委託による役務は含まない。）の実績の内容（当該実績が当機構の実績で作業成績評定点がある場合は、65 点以上のものに限る。ただし、当機構の発注した役務のうち作業成績評定点の通知を受けていない役務においても要件を満たす場合には役務実績とすることができる。）	下記の順位で評価する。 ①同種役務の実績がある。 ②類似役務の実績がある。 なお、上記に該当しない場合は選定しない。
			平成 30 年度から令和 4 年度までに完了し、引渡し済みの 4 (1) ウに記載の業種区分の当機構発注役務の作業成績	当機構発注役務の作業実績がある場合は、当該作業成績評定点の平均が 70 点以上の者を優位に評価する。

配置予定 の主任技 術者の経 験及び能 力	資格要件	技術者の資格	技術者の資格、その専門分野の内容	下記の順位で評価する。 ①技術士（応用理学部門（地質又は地球物理及び地球化学）、建設部門（土質及び基礎）、総合技術監理部門（（応用理学－地質又は地球物理及び地球化学）、（建設－土質及び基礎））の資格を有する。 ②RCCM（地質又は土質及び基礎）の資格若しくは地質調査技士又はこれらと同等の能力と経験を有する。 なお、上記に該当しない場合は選定しない。
	専門技術力	役務執行技術力	平成 25 年度から本件の参加表明書の提出期限までに完了し、引渡し済みの役務（再委託による役務及び照査技術者として従事した役務は含まない。）の経験の内容（当該経験が当機構の経験で作業成績評定点がある場合は、65 点以上のものに限る。ただし、当機構の発注した役務のうち作業成績評定点の通知を受けていない役務においても要件を満たす場合には役務経験とすることができる。）	下記の順位で評価する。 ①同種役務の経験がある。 ②類似役務の経験がある。 なお、上記に該当しない場合は選定しない。
		成果の確実性	平成 30 年度から令和 5 年度までに従事した 4 (1) ウに記載の業種区分の当機構発注役務の作業成績	当機構発注の役務経験がある場合は、当該作業成績評定点の平均が 70 点以上の者を優位に評価する。

	専 任 性	専 任 性	本件の公示日現在における手持ち業務金額及び件数(照査技術者としての手持ち業務は除く。) 本件の公示日現在における手持ち業務の契約金額の合計が5億円以上又は件数が10件以上の場合は選定しない。 ただし、当該手持ち業務に当機構発注の役務であり調査基準価格を下回る金額で落札したものがある場合は、契約金額の合計が2.5億円以上又は件数が5件以上の場合は選定しない。
--	-------------	-------	--

5 担当支社等

〒222-0033

神奈川県横浜市港北区新横浜2丁目5番11号(金子第1ビル)

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

関東甲信工事局 経理契約課 契約係

電話 045 - 475 - 5560

電子メールアドレス keiyaku.knk@jr-tt.go.jp

6 競争参加資格の申請の時期及び場所

4 (1) アに掲げる競争参加資格の認定に係る申請は、当機構建設企画部工事契約課において、随時受け付ける。

7 参加表明書の提出等

(1) 本競争の参加希望者は、次に従い参加表明書を提出しなければならない。

契約担当役は、参加表明書を提出した者の中から競争入札に参加する者を指名する。参加表明書を提出することができる者は、令和5年10月3日において、4 (1) アに掲げる競争参加資格の認定を受けていない者とし、現に当該資格の認定を受けていない場合であっても、次に従い参加表明書を提出することができる。この場合においては、参加表明書を提出した者が、開札の時までに当該資格の認定を受けた場合に限り、指名通知をし、又は非指名理由を通知する。参加表明書を提出した者が、競争に参加するためには、開札の時において当該資格の認定を受け、かつ、指名されていなければならない。

なお、受付期間内に参加表明書が提出先に到達しなかった場合は、指名されない。

また、指名されなかった場合には、本競争に参加することはできない。

ア 提出方法

参加表明書は、提出先へ郵送、託送又は電子メール(郵送の場合は書留郵便、託送の場合は書留郵便と同等のものに限る。電子メールによる場合は、押印省略をする場

合に限り認めるものとし、提出後は、着信確認のため、提出先に電話により連絡すること。以下「郵送等」という。)により提出するものとする。

なお、提出書類は表紙を1頁とした通し番号を付すること。

また、参加表明書の押印省略をする場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

イ 受付期間 表-1に示す期間。

ウ 提出先 5に同じ。

(2) 参加表明書は、次に従い作成すること。

参加表明書として、別記様式1から別記様式4まで作成すること。

イの役務の実績及びウの配置予定技術者の役務の経験は、平成25年度から本件の参加表明書の提出期限までに役務が完了し、引渡し済みのものに限り記載すること。

当該役務実績又は役務経験が当機構の発注したものである場合には、作業成績評定点が65点以上のものに限る。ただし、当機構の発注した役務のうち作業成績評定点の通知を受けていない役務においても要件を満たす場合には役務実績又は役務経験とすることができる。

ア 登録状況等

次の内容を別記様式2に記載すること。

(7) 地質調査業者登録規程(昭和52年4月15日建設省告示第718号)に基づく登録状況

(イ) 平成30年度から令和4年度までに完了し、引渡し済みの当機構における「地質調査」の作業成績

イ 参加表明者(企業)の役務の実績

当該役務と同種又は類似の役務の実績を別記様式3に記載すること。

記載する役務の実績は1件でよい。なお、当該施工実績を1件名で満たすことができない場合は、複数件名を記載すること。「同種又は類似役務」とは、4(2)の役務をいう。

ウ 配置予定主任技術者の資格、役務の経験及び手持ち業務

配置予定主任技術者の資格、同種又は類似役務の経験、手持ち業務について別記様式4に記載すること。当該施工経験を1人または1件名で満たすことができない場合は、複数名または複数件名を記載すること。

なお、手持ち業務については、本件の公示日現在のものを、次により記載すること。

① 当機構発注の調査基準価格を下回る金額で落札した役務がある場合は、件名の先頭に「低」を付して記載すること。

② プロポーザル方式による役務で配置予定技術者として特定された未契約業務がある場合は、件名の後に「特定済」と明記し参考見積金額を記載すること。

③ 複数年度契約がある場合は、総契約金額と当該年度分の契約金額をそれぞれ記載すること。

④ 当機構発注役務で、部分引渡しを行った役務がある場合は、引渡し部分に相当する金額を除いた額を記載すること。

- ⑤ 設計共同体として受注した手持ち業務量の契約金額については、総契約金額に出資比率を乗じた金額（分担した業務の金額）を記載し、出資比率が確認できる書類を提出すること。

また、平成 30 年度から令和 4 年度までに完了し、引渡し済みの業種区分「地質調査」における当機構発注の役務経験（500 万円以上のものに限る。）があれば記載すること。

- (3) 参加表明書に関する問合せ先 5に同じ。

8 非指名の理由の説明

- (1) 参加表明書を提出した者のうち、指名しなかった者に対して、指名しなかった旨及び指名しなかった理由を書面により通知する。
- (2) (1)の通知を受けた者は、契約担当役に対して非指名理由について、次に従い説明を求めることができる。

ア 提出期限 (1)の通知をした日の翌日から起算して 7 日（休日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日をいう。以下同じ。）を含まない。）後の 16 時。

イ 提出先 5に同じ。

ウ 提出方法 書面（様式は自由）を郵送等するものとし、押印省略をする場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

- (3) 契約担当役は、説明を求められたときは、提出期限の翌日から起算して 10 日以内に説明を求めた者に対して書面又は電子メールにより回答する。

9 入札説明書等に対する質問

- (1) この入札説明書等に対する質問がある場合においては、次に従い提出すること。

ア 受付期間 表－1に示す期間。

イ 提出先 5に同じ。

ウ 提出方法 書面（様式は自由）を郵送等するものとし、押印省略をする場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

- (2) (1)の質問に対する回答書は、提出された全ての質問について設計図書を配布したダウンロードフォルダ内に掲載するので、ダウンロードし、確認すること。

なお、上記方法により難しい者は、5へ連絡すること。

10 入札方法、入札の締切及び開札の日時、場所等

- (1) 入札の締切日時 表－1に示す期日。

- (2) 開札の日時 表－1に示す期日。

- (3) 場所 5の入札室

（ただし、持参又は郵送による入札書の提出先は、5に同じ。）

11 入札価格内訳書の提出等

入札価格内訳書の様式は自由とするが、記載内容は、工事等数量総括表に掲げる区分、工種、種別、単位、数量、単価及び摘要に対応する項目又は金額を表示したものとし、これに商号又は名称並びに住所及び役務件名を記載のうえ、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載する場合を除き押印したものとする。

12 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 免除

13 入札の無効

以下のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、契約担当役により指名された者であっても、開札の時ににおいて当機構理事長から当該役務について指名停止を受けている者その他開札の時ににおいて 4 に掲げる要件のない者は、指名されるために必要な要件のない者に該当する。

- ア 手続開始の公示及び入札公示に示した指名されるために必要な要件を満たさない者のした入札
- イ 参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札
- ウ 別冊内容説明書及び別冊契約申込心得等において示した入札に関する条件に違反した入札
- エ 入札価格内訳書を提出しない者等のした入札

14 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (2) 落札者となるべき者の入札価格が契約事務規程第 25 条に基づく調査基準価格を下回る場合は、契約事務規程第 26 条の調査(以下「低入札価格調査」という。)を行うものとする。低入札価格調査の内容は、「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程第 25 条の基準の取扱いに関する事務手続きについて」(平成 31 年 1 月 7 日付け事監契第 181218002 号・技積第 181218002 号通達)によるものとする。
- (3) 落札者となるべき者の入札価格が契約事務規程第 25 条に基づく調査基準価格を下回る場合には、内容説明書に記載する品質確保対策を確認できる書面として「第三者照査調書」(別紙 1)及び「担当技術者調書」(別紙 2)の提出を求めるので、低入札価格調査の資料の提出時に提出すること(押印省略をする場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。)。その上で全ての要件を確認できない場合

及び提出しない場合には、契約申込心得第 13 条第 1 項第 13 号の規定により、その入札を無効とする。

15 手持ち業務量の制限

本役務履行期間中の主任技術者の手持ち業務量（当該年度分）は契約金額 5 億円かつ手持ち件数 10 件（公示日現在の本役務を除く手持ち業務に当機構発注の役務であり調査基準価格を下回る金額で落札したものがある場合は契約金額 2.5 億円かつ手持ち件数 5 件）未満（本役務を除く。）とし、超えた場合には遅滞なくその旨を報告しなければならない。

その上で、以下の(1)から(3)までの全ての要件を満たす技術者に交代すること。

- (1) 当該主任技術者と同等の役務経験を有する者（当機構発注の役務経験で作業成績評定点がある場合は、65 点以上のものに限る。ただし、当機構発注の作業成績評定点の通知を受けていない役務においても要件を満たす場合には役務経験とすることができる。）
- (2) 当該主任技術者と同等の技術者資格を有する者
- (3) 手持ち業務量が本説明書において設定している配置予定の主任技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

16 手続における交渉の有無 無

17 支払条件

- (1) 前金払 無
- (2) 出来形払 有

18 火災保険付保の要否 否

19 関連情報を入手するための照会窓口

5 に同じ。

表－１．本入札手続きに係る期間等

参加表明書等の受付は、休日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日をいう。）を除く、10 時から 16 時とする。

参加表明書様式及び別冊資料の交付期間	令和 5 年 11 月 2 日（木）から令和 5 年 12 月 13 日（水）まで。
参加表明書の受付期間	令和 5 年 11 月 2 日（木）から令和 5 年 11 月 13 日（月）16 時まで。
入札説明書等に対する質問の受付期間	令和 5 年 11 月 2 日（木）から令和 5 年 12 月 4 日（月）16 時まで。
入札の締切日時	令和 5 年 12 月 13 日（水）13 時
開札の日時	令和 5 年 12 月 18 日（月）13 時